

平成二十三年二月二十五日受領
答 弁 第 七 四 号

内閣衆質一七七第七四号

平成二十三年二月二十五日

内閣総理大臣 菅 直 人

衆議院議長 横 路 孝 弘 殿

衆議院議員浅野貴博君提出ロシアのメドベージェフ大統領の国後島訪問を受けての外務省内の人事異動等
に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員浅野貴博君提出ロシアのメドベージェフ大統領の国後島訪問を受けての外務省内の人事異

動等に関する再質問に対する答弁書

一について

「更迭」の定義については、例えば、「役目や職などについている人がかわること。また、かえること。
(出典 広辞苑)」とされていると承知している。

二から五までについて

お尋ねの大使の人事については、何ら決まっていない。

六について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、一般に、職員の人事評価は、公正に行われる必要があると
考えている。